

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の改正案等に対する意見募集の結果について（2 / 2）

令和2年2月26日
原子力規制委員会

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド案について、意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

意見募集の期間：令和元年12月5日から令和2年1月3日（30日間）

意見募集の対象：核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド案

意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX 及び電子メール

2. 意見募集の結果等

御意見数¹：5件

御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

¹ 総務省が実施する行政手続法の施行状況調査で指定された算出方法に基づくもので、別紙にある意見の数とは一致しない。

提出意見とこれに対する考え方

別紙

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>・決定案の本文の10行目「以後用いない」： 案文では引用されていない「輸送容器の製作に係る品質マネジメント指針について（平成20・06・10原院第1号（平成20年6月20日原子力安全・保安院制定）」は引き続き用いるものと理解してよろしいか？ その場合に、同指針と46ページの別添との関係はどうなるのか？</p>	<p>御指摘の「輸送容器の製作に係る品質マネジメント指針について」（平成20・06・10原院第1号（平成20年6月20日原子力安全・保安院制定））については、今回の改正により、同指針を引用している「工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認等に関する事務手続について」（平成23・03・07原院第7号（平成23年6月1日原子力安全・保安院制定））を以後用いないこととしており、今後は用いません。</p> <p>なお、同指針の内容については、申請手続ガイドに「輸送容器の製作に係る品質マネジメント指針」として添付しており、輸送容器の製作に係る品質マネジメントの参考にすることができるとしています。</p>
2	<p>・3ページの1.1.の4行目「第21条第2項の適用」は「第21条第2項の規定の適用」のほうがよいと思います。外運搬告示の条文の文言どおりに。</p> <p>・3ページの1.1.の5行目「核燃料輸送物設計承認申請書」は「以下「核燃料輸送物設計承認申請書」という。」のほうがよいと思います。2行目と同様に。</p> <p>・3ページの2.1.の最下行の「核燃料輸送物設計承認」の用語の定義を記載したほうがよいと思います。1.1.の2行目の「容器承認」と同様に。</p>	<p>御指摘を踏まえ、3ページの1.1.の「第21条第2項の適用を受けようとする申請（核燃料輸送物設計承認申請）」を「第21条第2項の規定に基づく承認（以下「核燃料輸送物設計承認」という。）の申請」に修正します。</p>
3	<p>・3ページの1.1.の5行目「、その他の」は「その他の」のほうがよいのでは？ 「申請等の」の意味であれば。</p>	<p>御指摘については、「容器承認の申請」、「核燃料輸送物設計承認の申請」、「その他の原子力事業者等による核燃料物質等の運搬に係る申請」を並列に記載しており、「申請等の」の意味ではないため、原案のとおりとします。</p>

4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの 1.2.の 1 行目「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」は「法」のほうがよいと思います。 1.1.の 2 行目で当該略語を定義しているから。 ・ 3 ページの 1.2.の 6 行目「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）」は「外運搬規則」のほうがよいと思います。 1.1.の 4 行目で当該略語を定義しているから。 	<p>御指摘を踏まえ、3 ページの 1.1.では法令の略語を定義せず、3 ページの 1.2.で法令の略語を定義するように修正します。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの 1.2.の 8 行目「平成 2 年科学技術庁告示第 5 号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示。）」は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成 2 年科学技術庁告示第 5 号。）」としたほうがよいと思います。前段の記載にならって。 	<p>御指摘の平成 2 年科学技術庁告示第 5 号に関して、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」は当該告示の題名ではなく、件名です。3 ページの 1.2.は、関係法規等の名称を「題名（法令番号）又は法令番号（件名）」の形式で記載しているため、原案のとおりとします。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの 2.1.の 6 行目「（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。）」： 1.1.の 5 行目の「原子力事業者等」には含まれないのか？ 	<p>御指摘を踏まえ、3 ページの 1.1.の 5 行目の「原子力事業者等」を「原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下同じ。）」に修正し、3 ページの 2.1.の 6 行目の「原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。）」は「原子力事業者等」に修正します。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの 2.1.の 6 行目「廃棄物確認に先立ち」： 廃棄物確認の申請に先立つことは認められないのか？ 	<p>運搬物確認の申請に先立つことは認められます。 なお、御指摘の「廃棄物確認」は、「運搬物確認」を指すものと考えられます。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページの 2 行目「輸送容器の製作の方法に係る品質のマネジメント指針（別添）」は「別添 輸送容器の製作の方法に係る品質のマネジメント指針」のほうがよいと思います。 	<p>原案のとおりとします。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページの 2 行目「参考にすることができる」： 記載すべき事項が別添指針に適合してもしなくてもよいということと理解してよろしいか？ 	<p>御理解のとおりです。</p>

<p>10</p>	<p><該当箇所> 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド 2. 2 容器承認 (3) 発電用原子力施設を設置する～中略～当該認可を受けたことを証する書類の写しを当該兼用キャスクの製作前に提出すること <内容> 製作開始前に写しを提出というのは、写しを添付した容器承認を製作開始前に申請するということを要求しているのでしょうか？これまで容器承認の申請は製作開始前に申請しなければならないことにはなっていないと認識しておりますので製作開始前というのは不要ではないのでしょうか。この要求だと製作開始前に申請して容器完成後に再び補正申請をする手続きをしなければならなくなります。製作開始前とした趣旨はまた 9 月 25 日のパブリックコメントで容器承認に輸送容器に係る品質管理の方法等に関する説明書を添付することが改正案としてされてことによるものでしょうか？事業者リスクとしてとらえることもできますし、過去に実績がある型式のキャスクを繰り返し申請する場合には必ずしも必要はないものと考えます。</p>	<p>御指摘の写しの提出時期については、新規に製作される兼用キャスクに係る容器承認の審査において、同兼用キャスクの設計及び工事の計画と重複する製作時の検査項目及び方法に係る事項等の確認を合理化するために、製作前に提出することを求めているものです。よって原案のとおりとします。</p>
<p>11</p>	<p>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド」P4 2.2(3)の「……当該許可を受けたことを証する書類の写しを当該兼用キャスクの製作前に提出すること。」という記載について、提出する際の様式の規定がないが、様式は拘らないということでよいか確認させていただきたい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

<p>12</p>	<p><該当箇所></p> <p>2.2(3)</p> <p>兼用キャスクに係る容器承認の申請を行った場合において、当該兼用キャスクに係る法第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づく設計及び工事の計画の認可を受けたときは、当該認可を受けたことを証する書類の写しを当該兼用キャスクの製作前に提出すること。</p> <p><意見></p> <p>本条文については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器承認申請において、工事計画認可の通知の写しを提出すれば、容器承認の審査項目のうち、製作の方法および製作時の検査に関する審査については、工事計画認可での審査と重複する場合には、審査の一部を合理化する、 <p>ことが目的である旨、「2.告示改正案等の概要」(2) 2 に記載されているが、「審査の一部を合理化」とは、具体的には、どのような点が合理化されるのか、ご教示頂けないでしょうか。</p> <p>例えば、以下のような形で合理化される、との理解で良いでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器承認申請における製作の方法および製作時の検査に関する審査としては、工事計画認可と重複する部分が合理化され、工事計画認可との設備の差分(例；3次蓋、上部緩衝体および下部緩衝体)が重点的に審査されるのでしょうか。 ・または、容器承認申請に係る一連の検査を実施すれば、使用前検査のうち重複する部分は検査が合理化されるのでしょうか。 	<p>兼用キャスクについては、設計及び工事の計画の審査並びに容器承認の審査において、兼用キャスクに係る検査項目及び方法を確認します。兼用キャスクに係る検査のうち、例えば寸法や材料、溶接、外観に係る検査に関しては、原子力事業者が使用前事業者検査として実施する内容と容器承認において原子力事業者等が実施する検査の内容で重複する部分が生じることが考えられます。容器承認の審査において、これらの重複する検査項目及び方法に関する確認を合理化するとともに、使用前確認では、使用前事業者検査の検査結果として、容器承認において原子力事業者等が実施した検査結果の一部を利用可能とします。</p>
<p>13</p>	<p>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド」P4 2.3 の「別記様式第 8 に添付する外運搬規則第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる書類に記載された主要な図面の番号を記載すること。」という記載について、「主要</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

	な図面の番号を記載すること。」とは、設計承認申請書の「2 輸送容器の外形寸法、重量及び主要材料」を示す頁に、設計承認申請書に添付している図面の番号を記載するという事でよいか確認させていただきたい。	
14	・6 ページの(ロ)章の内容欄の1 行目「放射能の量」と7 ページの(イ)一Dの内容欄の1 行目「放射性物質の量」とは、文言を統一したほうがよいと思います。	「放射性物質の量」は放射性物質の重量を意味しているため、原案のとおりとします。
15	・7 ページ等の内容欄の「記載する」と「説明する」の違いは何ですか？	「記載する」は重量や寸法のように具体的に指定した項目を記載することを意味しています。「説明する」は記載すべき内容についての指示を意味しています。
16	・9 ページの内容欄の3 行目「説明を行う」： 他の箇所の「説明する」との違いは何を意味しているのですか？	同じ意味のため、御指摘のとおり修正します。
17	・1 1 ページのA.5.6 の内容欄の2 行目「重量」は外運搬規則には規定されていないのでは？	技術上の基準は、外運搬規則及び外運搬告示で規定されていることから、原案のとおりとします。
18	・1 4 ページのA. 7 の内容欄の2 行目「有する核燃料輸送物」は「有する核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物」のほうがよいと思います。外運搬告示の条文どおりに。	御指摘を踏まえ、14 ページのA.7 の「有する核燃料輸送物」を「有する核燃料物質等を収納した核燃料輸送物」に修正します。
19	・1 4 ページのA. 7 の内容欄の2 行目「外運搬規則」には水頭、外圧の値は規定されていないのでは？	上記 17 で示した考え方を参照してください。
20	・1 5 ページのB.4.2 の内容欄の「を含む」は「を含む輸送容器各部の」を意味しているのか？	御理解のとおりです。
21	・2 6 ページの備考は例示であることを記載したほうがよいと思います。3 1 ページと同様に。	御指摘を踏まえ、26 ページの「備考 外運搬規則及び外運搬告示に定める技術基準への適合性の評価」を「備考 外運搬規則及び外運搬告示に定める技術基準への適合性の評価の記載例」に修正します。

22	<p>・ 4 1 ページの F の 1 行目「小さすぎない」は、定性的であいまいなので定量的な記載にしたほうがよいと思います。</p>	<p>御指摘の「小さすぎない」は、申請書類の活字が判読可能な大きさであることを求めているものですので、「小さすぎない」を「判読可能な大きさである」に修正します。</p>
23	<p>・ 4 6 ページのローマ数字 1 の 4 行目「JIS Q 9001:2000」： 最新版の「JIS Q 9001:2015」に準拠すべきではないのか？</p>	<p>御指摘の「輸送容器の製作に係る品質マネジメント指針」は、これまで旧原子力安全・保安院の通達として規定されていたものですが、JIS Q 9001:2015 には準拠していません。申請手続ガイドに添付している当該指針は、事業者の利便性等を考慮し、参考になるものとの位置付けで掲載しています。</p>
24	<p>・ 4 8 ページの 4 行目「(以下「容器製造者」という。)」の定義は 4 6 ページでの当該略語の定義と異なっているのはなぜか？</p>	<p>御指摘の 48 ページの 4.1 の容器製造者の定義は誤記のため、48 ページの 4.1 の「輸送容器の製造を行う者 (以下「容器製造者」という。)」を「容器製造者」に修正します。</p>
25	<p>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド」別添 輸送容器の製作の方法に係る品質マネジメント指針について、以下の記載がある。</p> <p>P46 「・・・申請者のみならず、輸送容器の製作を受託した者 (以下「容器製造者」という。)・・・」</p> <p>P48 「申請者は、輸送容器の製造を行う者 (以下「容器製造者」という。)・・・」</p> <p>P46 で「容器製造者」を定義しているため、P48 の読み替えは不要ではないか。</p>	
26	<p>・ 4 8 ページの 4. 2 の 2 行目「設計容認申請書」は「核燃料輸送物設計承認申請書」ほうがよいと思います。他の箇所と同様に。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p> <p>なお、御指摘の「設計容認申請書」は、「設計承認申請書」を指すものと考えられます。</p>

27	<p>・48ページの4.4(2)の1行目等の「容器製造者の供給者」は「供給者」のほうがよいと思います。46ページで当該略語を定義しているから。</p> <p>・48ページの4.4(2)の1行目「供給者等」の「等」は何を指しているのか？</p> <p>・50ページの最下行から上に1行目「供給者等」の「等」は何を指しているのか？</p>	<p>御指摘の「供給者等」の「等」は、46ページのIに示されている「容器製造者、供給者等、輸送容器の製作に携わる全ての者」のうち、容器製造者及び供給者以外の輸送容器の製作に携わる者を指しています。具体的には、容器製造者に役務を提供する者等がこれに当たります。</p> <p>また、48ページの4.4(2)等の「容器製造者の供給者」を「供給者」に修正します。</p>
28	<p>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド」別添 輸送容器の製作の方法に係る品質マネジメント指針について、以下の記載がある。</p> <p>P46「・・・容器製造者へ容器の部材等を供給する者（以下「供給者」という。）・・・」</p> <p>P48 4.4(2)「・・・容器製造者の供給者等において、・・・」</p> <p>P46で「供給者」を定義しているが、P48 4.4(2)では「供給者等」となっている。「等」が何を指すか明確にする必要があると考える。</p> <p>また、P46で定義しているため、「容器製造者の供給者等」ではなく、単に「供給者」あるいは「供給者等」でよいのではないか。</p>	
29	<p>・48ページの4.4(2)の1行目「容器製造者、容器製造者の供給者等」、同(4)の1行目「輸送容器の製作に携わる事業者」、49ページの2行目「輸送容器の製作に携わる各事業者」及び同4行目「輸送容器の製作に携わる複数の事業者」のそれぞれの文言の違いは何を意味しているのか？</p>	<p>48ページの4.4(2)の1行目「容器製造者、容器製造者の供給者等」と48ページの4.4(4)の1行目「輸送容器の製作に携わる事業者」は同じ意味です。また、49ページの2行目「輸送容器の製作に携わる各事業者」は、「輸送容器の製作に携わる事業者」に含まれる各事業者を意味しています。49ページの4行目「輸送容器の製作に携わる複数の事業者」は「輸送容器の製作に携わる事業者」に含まれる複数の事業者を意味しています。</p>

30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 54ページの5. 1の4行目「処置が執られる」と5. 3の(1)の1行目「処置をとる」は、どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。(他にも同様の箇所が複数あり。) 	<p>御指摘を踏まえ、54ページの5.1の「処置が執られる」を「処置がとられる」に修正します。なお、「処置をとる」と「処置がとられる」の字句の違いについては、本指針が準拠しているJIS Q 9001:2000で用いられている表現のため、原案のとおりとします。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50ページの1行目「処置をとる」と5行目「処置を決める」との違いは何か？ ・ 54ページの最下行から上に1行目「適合の原因を除去する措置」と55ページの3行目「不適合の再発防止は確実にするための処置」との違いは何を意味しているのか？ ・ 55ページの3行目「処置の必要性の評価」： 処置が必要であるか否かのどちらであるかを評価するという意味か？(処置が必要ではないということはある得ないのではないのか？) ・ 55ページの(2)の1行目「発生」とb)の「予防」との違いは何を意味しているのか？ ・ 55ページの(2)の1行目「原因を除去する処置」とb)の「不適合の発生を予防するための処置」との違いは何を意味しているのか？ 	<p>御指摘の記載は、本指針が準拠しているJIS Q 9001:2000で用いられている表現となります。</p> <p>50ページ1行目の「再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる」とは発生した不適合の再発防止のための処置を実施することを意味しています。50ページ5行目の「起こり得る不適合が発生することを防止するため、その原因を除去する処置を決める」とは起こり得る不適合の発生を防ぐための処置を決めることを意味しています。</p> <p>54ページの最下行から上に1行目の「不適合の原因を除去する処置」は、不適合の再発を防ぐ是正処置を意味しており、55ページの1行目のa)～e)に掲げる手順で構成されます。c)「不適合の再発防止を確実にするための処置」は、是正処置のうち具体的な再発防止処置を意味しています。</p> <p>御理解のとおり、「処置の必要性の評価」は、処置が必要であるかどうかの評価を行うことを意味しています。</p> <p>「発生」は不適合が生じることを意味しています。「予防」は不適合の発生を未然に防止することを意味しています。</p> <p>55ページの(2)の1行目「原因を除去する処置」は、起こり得る不適合が発生することを未然に防ぐ予防処置を意味していて、55ページの10行目のa)～d)に掲げる手順で構成されます。b)「不適合の発生を予防する処置」は、予防処置のうち具体的な未然防止処置を意味しています。</p>

32	<p>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド」P4 2.2(3)の記載について</p> <p>「発電用原子炉施設を設置する工場又は事業所における貯蔵を行おうする・・・・。」を、「発電用原子炉施設を設置する工場又は事業所における貯蔵を行おうとする・・・・。」に修正が必要と考える。</p>	御指摘のとおり修正します。
33	<ul style="list-style-type: none"> ・決定案の本文の4行目「原規技総発」は「原規総発」の誤記ではないか？ ・20ページのD.2.1の内容欄の2行目「放射能の合計値」は「放射能の量の合計値」のほうがよいと思います。 ・24ページの(ロ)－Fの内容欄の2行目「合致」は「適合」のほうがよいと思います。項目の「適合性」にあわせて。 ・39ページの(イ)－Aの内容欄の文頭は一字分下げたほうがよいと思います。他の箇所と同様に。 ・39ページの(イ)－AとA.1との間に空白行を挿入したほうがよいと思います。他の箇所と同様に。 ・41ページのAの1行目「A4」は「日本産業規格A4」のほうがよいと思います。42ページと同様に。 ・41ページのCの1行目「付す」は「付すこと」のほうがよいと思います。Hの2行目と同様に。 ・47ページの(4)の4行目「設計承認」は「核燃料輸送物設計承認」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。 	
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイド案で引用している「外運搬告示」は原子力規制委員会のホームページに掲載されていませんが改正後は掲載していただきたいと存じます。 	公布後準備が出来次第、原子力規制委員会のホームページに掲載します。

<p>35</p>	<p>旧原子力安全保安院通達「車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃料輸送物設計承認申請書に添付する説明書の記載要領について」では、6.核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（規則第 19 条第 1 項第 6 号）として、以下が記載されている。</p> <p>(イ)核燃料輸送物の発送前検査に関する説明</p> <p>発送前に行う検査の具体的方法及び合格基準は原則として別表 2 のとおりとする。</p> <p>ただし、使用済燃料貯蔵事業を行う又は原子炉施設内貯蔵を行うために輸送貯蔵兼用容器を用いる場合であって、最初の輸送物作成作業の後、核燃料物質等の数量、バスケットの収納位置等に変更がないことが明らかであり、かつ、作成作業実施後において、貯蔵中に必要な監視及び保守点検が確実に実施されている場合は、容器を開封しなければ行えない検査項目（未臨界検査、収納物検査及び圧力測定検査）については、それぞれこれを代替する検査の方法を明記することで当該項目に代えることができる。</p> <p>今回の改正で、上記記載が抜けているため、追記願います。</p>	<p>御指摘の核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（外運搬規則第 19 条第 1 項第 6 号）は、運搬に関する確認（運搬物確認）の申請に係る内容であり、今回制定する申請手続ガイドの対象外のため、記載していません。</p> <p>運搬物確認に当たっては、今後制定予定の「工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」※を用いて運用することとなります。なお、当該ガイドにおいて、御指摘の輸送貯蔵兼用容器の発送前の点検に関する従前の運用を変更する予定はありません。</p> <p>※令和元年度第 49 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 18 日）資料 5</p>
<p>36</p>	<p>法人については、その法人番号の記載を行う必要がある（複数の行政機関及び市民が、申請等において、法人となる事業者について一意に把握出来る事は望ましい事である。というか、例えば「アーク」という名称の会社だけで 300 社を越え、そして場合により商号や代表者や住所の変わる事があるのであるから、それらは容易に目標のものを追跡出来る必要があるのであるが、そのためには法人番号の記載は行われるべきである。）、証明願の様式において、申請を行う事業者が法人の場合は、法人番号の記載を行わせるようにされたい。また、英文証明書等においては、法人についての情報と合わせて、法人番号（Corporate Number）が記載されるようにされたい。</p>	<p>今回の改正は、事業所外運搬に係る申請手続規定の整理、特定兼用キャスクの輸送に係る設計承認審査の合理化等を行うものです。</p> <p>このため、今回いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいうものと考えられます。</p>

<p>絶対に必要性がある事柄について、行政がそれを拒むというのは、病的である。</p> <p>おそらく経済産業省（明らかに、病的に、法人番号の導入を拒否している部署が多数ある。（目的は不法な者達を利するためと察されるが。））等による欲求のためにその様になっているのではないかと思われるのではあるが、公正性と透明度と安全性の高い適切な行政を行うために、法人番号の利活用は強く求められるものであるので、道理に従われない。</p> <p>というか、他国に対して恥とか罪とかを感じないのか？ 行政機関として道理に背かない様な振る舞いをされたい。 それは人類として恥でしかない事を国民として述べておく。</p> <p>意見は以上である。</p>	
---	--